

令和3年度第1回定時理事会議事録

1 日時

令和3年5月31日（月） 午前10時00分から午前11時00分まで

2 場所

小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 来館による出席者

理事：教山裕一郎（代表理事・議長）、栗山丈弘、剣持庸一、篠宮智己、玉置善己

監事：関口徹夫

(2) オンラインによる出席者

監事：高橋昭

(3) 遅参による出席者

なし

(4) 欠席者

なし

(5) 事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、玉井事業担当係長、小山ふるさと村担当係長、窪田管理担当係長、益子総務担当係長

4 議題

報告事項 代表理事の職務執行の状況について

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度事業報告及び決算について」

報告事項 「数値目標」及び「数値目標・達成計画」について（報告）

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員選定委員会選定委員の選任について」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員候補者の推薦について」

第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度第1回定時評議員会の招集について」

5 議事の経過とその結果

午前10時00分、教山代表理事（以下「教山議長」という。）が、来館による出席者とオンラインによる出席者において、双方向性、即時性を確認し開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

首藤事務局長兼総務課長（以下「首藤事務局長」という。）より、会議成立に必要な定足数について、理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者5名という報告があり、定款第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

教山議長は議事に入る前に、新型コロナウイルスに関連し、国内で多くの対策がとられていることを踏まえ、財団の現在の対応状況について、事務局に説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から、次のような説明があった。

新型コロナウイルス感染症の対応状況を報告する。

前回3月の理事会・評議員会では、本年1月から3月時点の状況を報告したが、既に役員のみならずにも知らせたとおり、その後の国や都の要請を受け、当財団として施設の使用制限や臨時休館等の対応をしているため、現在までの対応状況について、概要を報告する。

国の緊急事態が本年3月21日をもって終了したことを受けて、都からは再拡大防止の一環として、3月22日から31日までの間を段階的緩和期間、4月1日から21日までをリバウンド防止期間と定め、施設の使用やイベントの開催制限の要請があった。当財団では、この間、小平市民文化会館のホール・練習室等の夜間区分の施設利用や、ホールでのイベント開催等について利用時間を午後9時まで、すべての施設の利用人数の定員を50%に制限することや、夜間区分の新規受付を停止するなどの使用制限措置を実施した。

その後、国では4月9日付けで、3都府県に対して、まん延防止等重点措置の実施を行い、都内では23区ならびに6市が措置区域の地域に指定された。小平市は措置区域ではないが、都からはリバウンド防止期間中と同様の協力要請がなされたことから、4月22日から5月11日の間も従前と同様の使用制限措置を決定し、継続した。

既に承知のとおり、国は4月23日付けで3回目となる緊急事態宣言を発出し、期間の延長も含め、施設の休館やイベント開催の制限等、一定の要請がなされている。当財団においても、5月11日までは小平市民文化会館を臨時休館とし、貸館によるイベント開催についても無観客による開催を利用者に要請し、ご理解とご協力をいただいた。

また、5月12日以降は、期間の延長に伴い、国や都の要請内容が一部緩和されたことを受けて、施設や利用人数の定員を50%に制限したイベント開催の再開をし、現在に至っている。

なお、当財団が所管する小平ふるさと村については、これまでの間の対応として、一部イベント等の自粛はあったものの、季節を感じる屋外施設として、連休中も含め感染症対策に配慮しながら開園を維持している。

これまでの期間で小平市民文化会館や小平ふるさと村をご利用のお客様等で体調を崩した方の報告等はない。

今後、国の緊急事態宣言は、さらに延長され6月20日までとなるが、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、国や都の動向を注視しながら、適切な対応を心がけていく。

以上が、当財団の新型コロナウイルス感染症に対する対応状況の報告である。

(2) 報告事項 代表理事の職務執行の状況について

教山議長から、次のような報告があった。

代表理事の職務執行状況については、昨年12月8日---開催の定時理事会で報告を行い、令和2年度上半期までの実施状況や財務決算状況等について報告した。今回は、令和2年度下半期以降の事業関係及び財務状況等についての報告となる。

市民文化会館ルネこだいらにおける事業としては、国や東京都等から通知される新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン等に基づき、下半期に予定していた事業34本のうち23本を実施した。事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として検温・手指消毒をはじめ、3密を回避するため、会場を予定の会場より大きな会場に変更して、定員50%で開催するなどの

対応を行った。

次に、施設管理関連としては、中ホール舞台音響設備パワーアンプ改修工事等の工事を市の予算で実施した。また、財団で行った修繕としては、老朽化している設備の緊急修繕のほか、会館の質の向上を図るため、大ホール1階 階段に手摺の設置を行うなど計画的に修繕を実施した。

このような施設の管理業務を通して、当財団事務局に対しては、市の担当課とよく協議し、施設の健全な維持管理、お客様の安全・安心の確保という観点から、適切な措置を行っていくよう指示した。

次に、防火・防災等に係る危機管理の強化であるが、財団職員をはじめ、舞台スタッフなどと自衛消防訓練を行った。

小平ふるさと村における事業としては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、下半期に予定していた事業27本のうち19本を実施した。事業実施にあたっては、参加型事業から展示事業へ、会場を屋内から屋外へ変更し開催した。

最後に監査であるが、5月20日に関口監事及び高橋監事により、令和2年度の期末監査を実施していただき、令和2年度の事業及び経理事務等の執行について、問題なく処理されているとの監査講評をいただいた。

以上が直近までの職務実行状況である。

教山議長からの報告後、特に質疑はなかった。

(3) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度事業報告及び決算について」

首藤事務局長から、次のような報告があった。

去る5月20日、関口監事及び高橋監事により、事業執行状況及び財務諸表等の監査を行っていただいた。両監事からは、「特に指摘事項はなし」との監査講評をいただいた。

なお、講評以外の意見として、「財団は、指定管理者として活力や能力を期待されている。今後も民間事業者としての視点を持ち、施設運営に努めてもらいたい。」とのご意見や、「令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、臨時休館とするなど、当初に予定していた事業が中止・変更となったことはやむを得ないものであったと思う。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら事業を継続してほしい。」などの意見をいただいた。

今後も、事業及び財務等の業務執行について、引き続き適正な処理に努める。それでは、事業報告並びに財務諸表等について、それぞれ担当職員から説明させていただく。

続いて、新井事業課長から、事業報告について次のような説明があった。

令和2年度の事業の実施状況と施設運営状況について説明する。

令和2年度は、小平市民文化会館、小平ふるさと村の5年間の指定管理者の指定期間の2年目として、各種の事業を実施するとともに、地域における一層の文化振興を図るべく事業の充実を図り、また、市民が利用しやすい施設を目指し施設管理を行った。

一方で、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で、令和2年度は自主事業の中止や、臨時休館・臨時休園としたほか、施設の利用を制限する等の対応を行った。

第1号議案資料1の令和2年度事業報告・財務諸表等の冊子について説明する。

はじめに、小平市民文化会館について説明する。

第1号議案資料1の16ページ、中段、に記載したとおり、小平市民文化会館では、32本の自

主事業を実施し、11,386人の来場をいただいた。

前年度令和元年度と比較して、21事業、30,234人の減である。

減となった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした自主事業が、17ページに記載したとおり、鑑賞系事業が14公演、啓発系事業が3公演、育成系事業が2公演、支援系事業が4公演、地域の振興に関する事業が2事業の、合計25公演・事業あったことによるほか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府、東京都のイベント開催制限により、各公演を客席定員の50%以内に制限したこと等による。

各事業の個別の報告は、第1号議案資料1の6ページから16ページまでに記載している。

全体としては、6ページから8ページまでの鑑賞系事業は18公演、6,694人。9ページの啓発系事業は、6公演、893人。10ページの育成系事業は、1公演、530人。11ページの支援系事業は、1公演、310人。14ページから15ページまでの地域の振興に関する事業は、5事業2,959人。16ページの小平市からの受託事業は、1事業、0人。合計32事業、11,386人の来場をいただいた。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や延期とした、令和2年度の自主事業の状況については、第1号議案資料4、令和2年度小平市民文化会館自主事業実施状況一覧にも記載している。

表の灰色で塗られた事業が中止とした事業、赤色で塗られた事業が令和2年度内の日程へ延期した後中止した事業、黄色で塗られた事業が令和3年度の日程へ延期した事業、青色で塗られた事業が令和2年度中の日程へ延期して実施した事業、黄緑色で塗られた事業が日程変更や会場変更して実施した事業、白色の事業が実施した事業である。

次に19ページを説明する。小平市民文化会館の各施設の利用状況である。大ホールの使用率は、48.9%で、前年度比30.9ポイントの減、中ホールの使用率は、46.5%で、前年度比25.3ポイントの減、レセプションホールの使用率は57.1%で、前年度比27.0ポイントの減であった。

練習室の使用率は、各室とも90%以上と高い使用率を示している。利用人数は、ホールや練習室、会議室など、すべての施設合計で、52,919人、前年度令和元年度と比較して、197,361人の減、78.9%の減であった。

減となった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令に伴い臨時休館としたほか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い多くの施設利用の取り消しがあったほか、政府の緊急事態宣言と東京都の緊急事態措置等に基づくイベント開催制限により、各施設の入場可能人数を制限したこと等による。

次に、21ページから22ページまでに記載した、小平市民文化会館の施設修繕実績について説明する。

小平市民文化会館の施設修繕については、経年劣化に対する修繕として、空調制御用冷温水電動二方弁交換、地絡継電装置（GR）付き高圧交流負荷開閉器（UGS）修繕、閉鎖型スプリンクラー設備フート弁交換修繕、大ホール音響調整卓不具合調査及び音響調整卓用電源 DC ファン交換修繕などを行ったほか、大ホールパーゼンドルファー運搬台車キャスター交換修繕、大ホール1階階段手摺設置修繕などを行い、質の向上を図るなど、合計45件の修繕を行った。

また、小平市が行う工事としては、第1号議案資料3の、令和2年度小平市予算による、小平市民文化会館の備品購入、賃貸借、工事实績、中段の(3)小平市民文化会館の工事实績に記載した

とおり、中ホール舞台音響設備パワーアンプ改修工事、地下雨水槽工事を行った。

今後も小平市と綿密な調整を行いながら、計画的かつ効率的な修繕を行う。

次に第1号議案資料1の、24ページ、施設の管理運営に関する事業である。令和2年度も避難訓練付きコンサートを行った。訓練内容としては、警視庁音楽隊、警視庁小平警察署の協力をいただき、コンサート中にテロが発生したことを想定し、警察と連携してテロ災害に対する総合訓練を行い、非常事態における職員のスキルアップを図った。

次に25ページを説明する。ルネこだいら友の会の会員数の推移である。令和2年度末で2,998人である。前年度末と比較して、199人の減となっている。

また、25ページ中段に記載した、令和2年度に実施した、その他、法人の目的を推進するための必要な事業としては、10月に、ルネこだいらチケットカウンターに、お客さまと職員との間で手で直接現金を授受せず決済を行う、セミセルフ型レジスターを導入したほか、11月に、お客さまのスマートフォンが入場チケットになる、電子チケットサービスの開始や1月に、ルネこだいらチケットカウンターにキャッシュレス決済端末を導入するなど、感染症拡大防止対策を講じながら文化芸術活動を充実させるための事業を実施した。

令和2年度、小平市民文化会館の自主事業と施設運営状況等の報告は以上である。

次に、小平ふるさと村について説明する。

小平ふるさと村の事業については、第1号議案資料1の16ページ中段に記載したとおり、22本の自主事業を実施し、1,436人の参加をいただいた。前年度令和元年度と比較して、17事業の減、13,942人の減である。減となった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止とした自主事業が、18ページに記載したとおり、郷土の歴史的文化の継承事業の参加事業で15事業、地域の振興に関する事業で8事業あったことによるほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令に伴い臨時休園したこと等による。

各事業の個別の報告は、第1号議案資料1の12ページから14ページまでに記載している。

全体としては、郷土の歴史的文化の継承事業は、12ページの参加事業は、5事業、408人、13ページの展示事業は、14事業、28,321人、14ページの地域の振興に関する事業は、3事業1,028人である。

小平ふるさと村での事業全体では、合計22本の事業を実施し、展示事業を除く参加者数は、1,436人で、前年度比13,942人の減であった。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や延期とした、令和2年度の自主事業の状況については、第1号議案資料4、令和2年度小平ふるさと村自主事業実施状況一覧にも記載している。

表の灰色で塗られた事業が中止とした事業、白色の事業が実施した事業である。

次に第1号議案資料1の、20ページを説明する。入園者数は、39,126人、前年度と比較して、23,114人の減であった。

次に23ページについて説明する。小平ふるさと村の修繕実績である。

令和2年度の小平ふるさと村の施設修繕については、経年劣化に対する修繕として、水車用循環装置電極交換修繕、消防小屋扉修繕など、合計9件の修繕を行った。

今後も小平市と綿密な調整を行い、計画的かつ効率的な修繕を行っていく。

以上が令和2年度、小平ふるさと村の自主事業と施設運営状況等の報告である。

今後も、小平市民文化会館、小平ふるさと村の両施設の事業運営については、小平市や小平市文

化協会など関係団体との連携をはかりながら、小平市の文化芸術の振興、及び文化財の保存、地域文化の伝承を図るとともに、地域活性化のための事業を展開して、来場、参加していただけるような施設運営を行っていく。

説明は、以上である。

続いて、首藤事務局長から財務諸表等について次のような説明があった。

26ページ、「3 役員等に関する事項」について説明する。理事・監事の任期は、令和2年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとなっている。

また、評議員の現在の任期については、令和4年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとなっている。

なお、次年度の役員体制については、事前に相談をしたところ、現在の理事・監事が引き続き留任していただけることとなったため、この場を借りて事務局として厚く感謝を申し上げるとともに、新たな任期もよろしくお願い申し上げます。

また、評議員については、吉本評議員が市議会の役員改選の関係で、変更になる予定であると伺っている。後任の人事については、後日評議員選定委員会を開催し、適切な対応を進めていく。

話を資料に戻し、次に、27ページの「4 役員会等に関する事項」であるが、令和2年度の理事会の開催状況は、記載のとおり定時理事会を3回開催した。

また、評議員会も定時評議員会を3回開催している。議事事項については、記載のとおり、それぞれ承認をいただいている。

次の「5 事業報告の附属明細書」であるが、説明した事業報告の内容以外に「事業報告内容を補足する重要な事項」に該当する事項はないことから、その旨を記載している。

続いて令和2年度決算状況について説明する。

まず、30ページの令和3年3月31日現在の貸借対照表である。

ローマ数字でⅠの資産の部は、流動資産と固定資産を合わせた資産合計は、6億4,396万6,075円となっている。その下のⅡの負債の部であるが、流動負債のみで、その合計は、8,688万8,605円となっている。

Ⅲの正味財産の部の指定正味財産は、5億円で変更はない。

一般正味財産は、5,707万7,470円で、うち特定資産への充当額は、5,000万円となっている。

下から2段目の正味財産合計は、5億5,707万7,470円である。また、最下段の負債及び正味財産の合計は、6億4,396万6,075円で、中段の資産合計と一致するところである。

次に、31ページの貸借対照表内訳表であるが、これは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分ごとの内訳を示したもので、表右下段の負債及び正味財産の合計欄は、先ほど説明した貸借対照表の金額と一致している。

次に、正味財産増減計算書であるが、先に、34ページ、35ページの正味財産増減計算書内訳表から説明する。

34ページ上段、ローマ数字Ⅰの一般正味財産増減の部、1 経常増減の部、(1) 経常収益から説明する。

主なものとして、公益目的事業会計・公1「文化芸術及び地域の振興に係る事業」では、③の事

業収益として、チケット売上による自主事業収入や、市からの指定管理料収入である施設管理収入がある。施設管理収入は、主に財団職員の人件費、会館等の清掃・警備・受付事務等や、会館の舞台設備の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費である。④の受取補助金等の受取民間助成金は、東京都歴史文化財団からのフレッシュ名曲コンサートの受取助成金等、また、⑦の雑収入はグッズ売上や共催事業販売手数料等の雑収入等によるもので、経常収益の合計は、4億1,482万3,023円である。

次に、収益事業等会計の収1「受託チケット等の販売」による収益は3万2,571円である。

また、他1は指定管理業務の一部である「市民文化会館の公益目的外貸出」であり、市からの施設管理収入のみで7,694万8,000円である。

これらの収益事業等会計の合計額は7,698万571円となっている。

法人の運営に係る法人会計は、5年もの地方債等の運用による収益と、市からの施設管理収入と、小平市補助金等で合計318万1,267円となり、経常収益の合計額は、4億9,498万4,861円である。

次に、中段の(2)経常費用①事業費であるが、公益目的事業会計の合計は、4億1,483万5,662円となっている。

主なものとして、給料手当は、財団職員の給料手当の支給費用、福利厚生費は、財団職員の社会保険料等の事業主負担に要する費用、修繕費は施設の修繕費用、印刷製本費は情報紙やチラシ・ポスターの印刷費等、広告宣伝費は新聞広告の掲載料等、光熱水料費は電気・ガス・水道の使用料、賃借料は施設予約管理システム等の賃借料やパソコン等の事務機器などの賃借料、手数料は振込手数料や音楽著作権料等、支払助成金は文化協会への補助金、委託費は会館等の清掃・警備・受付業務等や会館の舞台設備の操作業務等の委託料となっている。

次に、収益事業等会計の、「収1」の事業費計は、受託チケットの販売等に係る実費相当分として、1万9,932円である。

また、「他1」の事業費計は、施設の公益目的外貸出等に係る実費相当分として、7,694万8,000円である。

なお、令和2年度の市返還金支出は、公益目的事業会計と収益事業等会計の区分ごとに算出し、合計で2,028万6,549円を計上している。主な要因としては、緊急事態宣言に伴うルネこだいらの休館等による電気使用量の減によるものである。

これらにより、収益事業等会計全体の事業費計は、7,696万7,932円で、法人会計を除く会計の事業費の合計額は、4億9,180万3,594円である。

次に、34ページ下段から35ページ上段の②管理費であるが、法人会計のみの費用で、合計で318万1,267円である。

その下の段の経常費用計であるが、右端の法人会計を含めた全会計の合計は、4億9,498万4,861円である。

これらの状況から当期経常増減額は、公益目的事業会計はマイナス1万2,639円、収益事業等会計はプラス1万2,639円、法人会計はプラスマイナス0円となり、全会計合計は、プラスマイナス0円となっている。

やや下の他会計振替額であるが、収益事業等会計は、1万2,639円のプラスとなることから、管理費相当分を控除した1万2,557円を公益目的事業会計に振り替えるものである。

これにより、当期一般正味財産増減額は、公益目的事業会計は、マイナス82円、収益事業等会計は、プラス82円、法人会計は、プラスマイナス0円となり、全会計合計では、プラスマイナス0円で、当期経常増減額と変化はない。

その結果、一般正味財産期末残高は、公益目的事業会計は、5,604万2,212円、収益事業等会計は2万8,469円、法人会計は100万6,789円である。

一番下のⅢの今期の正味財産期末残高であるが、法人会計を除き、今説明した一般正味財産期末残高と同額であり、法人会計は指定正味財産5億円を加えて、5億100万6,789円で、右端の合計額は5億5,707万7,470円となっている。

次に、32ページの正味財産増減計算書について説明する。これは、今、説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したものである。

次に、36ページからの財務諸表に対する注記であるが、財務諸表の補足説明資料である。

37ページには「5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」を示している。

「8 引当金の明細」は、賞与引当金の当期の増減を示している。

次に、38ページの附属明細書であるが、「1 基本財産及び特定資産の明細」、「2 引当金の明細」を記載することとなっているが、先ほどの財務諸表に対する注記に記載したため、省略している。

最後に、39ページの令和3年3月31日現在の財産目録であるが、前段で説明した、貸借対照表の明細書として、資産と負債のそれぞれについて詳細に記したものである。

説明については、以上である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(4) 報告事項 「数値目標」及び「数値目標・達成計画」について

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

当財団の指定管理期間である令和元年度から令和5年度までのベンチマークとして掲げた「数値目標」と「数値目標・達成計画」について、令和2年度の実績及び進捗状況を報告する。

初めに、報告資料1の令和2年度の「数値目標」の実績について報告する。

令和元年度から新たに設定した数値目標であるが、全体を総括すると、前年度以上にコロナ禍の影響を受け、入場者数については、数値的に大変厳しい結果になっている。今後も、コロナ禍の中ではあるが、数値目標の達成に向けて努力をしていく。

1 ページ目について説明する。

数値目標1 小平市民文化会館（ルネこだいら）の年間入場者数であるが、実績値は52,919人で、コロナ禍の影響を大きく受ける形となり、例年と比較して大幅に減少した。まだ社会全体の先行きが見通せない状況が続くが、国や都の動向を注視しながら、感染症拡大の防止対策を行い、可能な限り、当館の利用が継続できるように努めていく。

数値目標2 ふるさと村の年間入場者数であるが、こちらもルネこだいらと同様にコロナ禍の影響を受け、入場者数は39,126人、目標の6割半ばの状況になっている。おなじみのイベントが中止を余儀なくされるなど、開園の維持が難しい時期もあったが、季節を感じる屋外施設として

可能な範囲で開園を維持した。

今後も国や都の動向を注視しながら、感染症拡大の防止対策を行い、可能な限り開園が継続できるように努めていく。

数値目標 3 小平市民文化会館の自主事業における来場者の満足度であるが、感染症拡大の影響を受け中止となった公演が多い中でも、高い満足度をいただける公演を開催することができた。今後も幅広いお客様に魅力的な公演をお届けできるよう努めていく。

2 ページ目について説明する。

数値目標 4 小平ふるさと村の自主事業における来場者の満足度であるが、実績値は 4.4 点でコロナ禍にあっても目標を達成することができた。

特に、手づくり体験の日に実施した「手ぬぐいのあずま袋づくり」は、満点に近い高評価をいただいた。

数値目標 5 施設（貸館）利用者の満足度の確保であるが、実績値は前年度と同様に 4.2 点で目標を達成することができた。

コロナ禍により、健康管理や入場制限など制約が多い利用を強いられる形になったが、利用者の理解と協力により高評価をいただく結果となった。

最後に、数値目標 6 小平市民文化会館（ルネこだいら）が実施する自主事業数に占める鑑賞系事業以外の事業数の割合であるが、目標の 30% 以上に対して実績値は 44% となり前年度に引き続き、目標を達成している。達成に向けては、ルネ鑑賞モニターからのご意見やアドバイスも参考にしながら、啓発系事業、育成系事業や支援系事業など幅の広い公演を企画・開催している。

以上が、令和 2 年度の「数値目標」の実績である。

続いて報告資料 2 の令和 2 年度の「数値目標・達成計画」の進捗状況について、当財団の期間中の基本理念であるダイバーシティ（多様性）、ダイアログ（対話）、ドリーム（夢・創造）の 3 つの柱に沿って報告する。

初めに、最初のページ（1 ページ目）の 1 つ目の基本理念、「Diversity ダイバーシティ（多様性）」について説明する。

1 つ目のランチタイムコンサートであるが、地域に住むすべての市民へ文化芸術に触れる機会を提供できるよう、平日の昼間に 1 時間、名曲を出演者のトーク付で演奏するコンサートである。コンサート当日入場時にワンコイン 500 円を支払っていただく形で、気軽に参加していただけるスタイルが特徴のコンサートで、令和 2 年度は 5 回実施する予定で計画した。

残念ながらコロナ禍の影響で 1 公演が中止となり、ソーシャルディスタンスを確保するために定員の大幅な変更や前売指定席に切り替えるなど、いつものスタイルと変更を余儀なくされたが、毎回 400～500 名程度の来場があった。

2 つ目の様々な観客層の拡大であるが、当財団のアウトリーチ活動として、障がい者施設への出前コンサートを実施し、文化芸術を享受する機会を提供している。

令和 2 年度は、本年 3 月に鈴木町のあおぞら福祉センターにおいて、木管アンサンブルによるコンサートを同日 2 回公演し、多くの施設利用者の方々に音楽を楽しんでいただいた。

3 つ目の昭和の結婚式であるが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、挙式希望者の募集を行わなかったが、当時の婚礼衣装、婚礼道具や映像などの展示を行い、多くの来園者に地元の婚礼文化に触れていただいた。

2 ページ目の 2 つ目の理念、「Dialogue ダイアログ (対話)」をについて説明する。

1 つ目のルネ鑑賞モニター制度であるが、本年度も、一般公募により 10 名のルネ鑑賞モニターを選出、様々な公演を鑑賞いただいた上で、率直な意見やアドバイスをいただくとともに、意見交換会も実施し、公演内容や施設管理などの様々な業務改善につなげた。

2 つ目の利用者懇談会であるが、ルネこだいらの貸館施設を利用いただいている皆様からの意見・要望を伺う場として実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、実施を見合わせた。代替として、毎年実施しているアンケートの期間を延長したほか、自主事業のアンケートでご要望があった施設の改善に努めた。

3 つ目の連携事業の強化であるが、ルネこだいら情報紙による、ふるさと村の広報活動、平櫛田中彫刻美術館とルネこだいら出前コンサートの実施、小平美術会の協力を得て児童絵画コンクールの実施や小平市写真連盟の協力を得て実施したフォトコンテストなど様々な団体との連携を図った。

最後に、3 ページ目の 3 つ目の理念、「Dream ドリーム (夢・創造)」について説明する。

1 つ目のアーティストバンクこだいらであるが、令和 2 年度末で、クラシック、ジャズ・民謡・伝統芸能、ロック・ポップス、合唱・ゴスペル、演劇のカテゴリーで、111 組のアーティストの皆さんに登録いただいた。例年であれば当財団が主催するホリデーコンサートや夏休みフェスタへの出演、地域のイベントや行事への派遣があるが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響によりアーティストの派遣実績はなかった。

2 つ目の出前コンサートであるが、次世代を担う子どもたちへ音楽に親しむ機会を提供する一環として、令和 2 年度は市内の小学校 5 校に対して東京吹奏楽団のメンバーによる木管アンサンブルの出前コンサートを実施し、多くの小学生にプロの生演奏の音楽を楽しんでいただいた。

3 つ目の吹奏楽フェスティバルであるが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の一環として残念ながら開催を断念したが、令和 2 年度は、限られた条件の中で、関係者のみの無観客で開催し、市内中学校 6 校による演奏会を開催した。

以上が、令和 2 年度の「数値目標・達成計画」の進捗状況である。新型コロナウイルスの影響が色濃く残る年になったが、今後も、小平市民文化会館、小平ふるさと村共々、小平市の文化振興の拠点として、情報発信に努め、より多くの方々に利用いただける施設として、一層の企画の充実やサービスの向上を図っていく。

事務局からの提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

剣持理事 コロナ禍の影響大きく受け、多くの数値目標において低い達成率となった。コロナ禍の収束が見えない中、小平市民文化会館の年間入場者数の達成率は低いままの可能性もある。コロナ禍に応じた数値目標の見直しを検討してみてはどうか。

首藤事務局長 ご指摘はごもっともである。数値目標の考え方はいろいろある。達成可能なベンチマークを設定するのも一つの考え方である。現在、掲げている数値目標は、これまで築き上げてきた平常時における小平市民文化会館及び小平ふるさと村のもつ集客力のポテンシャルであり、維持すべき数値だと考えている。現在は、コロナ禍の影響を大きく受け目標と乖離しているが、役員の皆様のアドバイスをいただきながら、少しでもギャップを埋めていくよう努めていく。

(5) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員選定委員会委員の選任について」

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

当財団の評議員の選任は、定款第11条第1項の規定により、評議員選定委員会において行うこととなっており、評議員選定委員会は、同条第2項の規定により、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成することとなっている。

本年4月1日付けの人事異動により、事務局長であった近藤局長が、小平市会計管理者兼会計課長へ異動となり、評議員選定委員会委員を辞任する旨の届出があったことから、後任の評議員選定委員会委員を推薦するものである。新たな評議員選定委員会委員には、本年4月1日付けの人事異動により着任した私、首藤事務局長兼総務課長を選定するものである。

第2号議案資料「公益財団法人小平市文化振興財団評議員選定委員会名簿(案)」をご覧いただきたい。太字で記載した評議員選定委員会委員が今回の理事会に提案するものである。その他に変更点はない。なお、任期は、令和3年5月31日から令和2年度のうち最終のものに関する定時評議員会までである。

特に質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(6) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員候補者の推薦について」

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

令和元年6月19日から約2年間にわたり評議員に就任いただいていた小平市議会議員である吉本評議員について、現在、議会内での役割の変更に伴い、当財団の評議員を辞任される可能性がある。その際には、市民の立場を踏まえた意見、判断をいただくため、市議会に対して後任の依頼を行う予定である。新たな評議員の推薦があった場合には、6月15日の定時評議員会までには、後任の方をお知らせしたいと考えている。

なお、任期であるが、前任の評議員の任期満了となる令和4年度に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会までである。

説明は以上である。

特に質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(7) 第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度第1回定時評議員会の招集について」

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集することとなっていることから、その招集の承認決議を得るものである。定款第8条第1項、2項において、先ほど、審議いただいた第1号議案については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないと規定されている。ついては、令和3年6月15日に当館において、第1回定時評議員会を開催し、審議をお願いする予定である。

特に質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

午前11時00分教山議長が閉会を宣言し会議は終了した。